

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和4年3月17日（令和4年（独個）諮問第5007号）

答申日：令和5年3月20日（令和4年度（独個）答申第5040号）

事件名：本人に係る障害者台帳に記載の障害名が一致しない事由及び根拠等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、請求保有個人情報1につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示し、請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報9につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したこと及び請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報9を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年11月17日付け3高障求発第462号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

(1) 審査請求書

ア 本件補正依頼書及び本件決定通知書に対する論駁は別表1のとおりである。要するに（中略）強弁している内容は全て嘘である。

イ 本件決定通知書－4において開示実施方法について言及されているが審査請求人が希望しているのは特定施設（中略）における閲覧及び交付である（本件開示請求書－2及び資料24）。しかし（中略）これを一方的に無視しているので開示義務違反である（法14条）。

（中略）相変わらず「誹謗中傷された、名誉毀損された」と嘘を吐いているがその実態は虚偽公文書に対する糾弾であり要するに虚偽公文書を糾弾されたくないのに応接及び情報提供から逃げているだけであ

る。また情報提供に応じないことは法46条1項に違反している（中略）。（中略）応接及び情報提供に応じることは機構がwebsiteにおいて公表している個人情報保護法開示請求等の事務処理要領（資料25）にも書かれているので（中略）それ等に応じず逃げていることは当該要領にも違反している。（中略）

ウ 本件延長通知書に対しても論駁しておく。個人情報保護法開示請求等の事務処理要領（資料26）において延長せざるを得ない「事情を記載する」と定められているにも関わらず当該書においてそれが記載されていないので当該書は当該要領に違反している。また30日以内に開示手続を完遂できていないので法19条1項にも違反している。さらに延長できる期間は30日以内であるにも関わらずそれを超過する日にちが記載されているので法19条2項にも違反している。すなわち当該書の作成日である10月20日の30日後は11月19日であるにも関わらず11月22日と記載されている。そもそも延長期間は「必要最小限の日数」（資料26）と定められているので一様に30日間を延長することも失当である。これ等により（中略）法及び当該要領を無視して違法かつ失当に本件手続を進めていたと断定される。（中略）

エ 以上のとおり原処分は違法かつ失当であるので取り消されなければならない。

（以下略）

（2）意見書

本件理由説明書（下記第3）を以下のとおり論駁する。

ア 審査請求人は「受付日」について不知でありその事由は諮問庁が当該日を当該人に伝えていないからである。

イ 「障害者台帳」と書かれているが諮問庁は資料19-1（1）において「虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たらない根拠は不存在」と認めているので当該台帳は両罪に当たる。また資料27-1（1）項目1においても「事実のとおりと書かれていると判断できる事由及び根拠は不存在」と認めているので当該台帳は事実のとおりと書かれていないと判断される。当然資料19と資料27は整合している。

ウ （中略）ちなみに諮問庁は資料19-1（1）において「虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たらない根拠は不存在」と認めているので資料8は両罪に当たる。また資料27-1（1）項目1においても「事実のとおりと書かれていると判断できる事由及び根拠は不存在」と認めているので資料8は事実のとおりと書かれていないと判断される。当然資料19と資料27は整

合している。

- エ 「当該文書を本件対象保有個人情報として特定し」と書かれているがそれは資料2 1-1 (1)に書かれている「特定職員(中略)が診断名を転記していない事由及び根拠は不存在」と矛盾しているので本件文書は的確に特定されていないと断定される。要するに諮問庁は一方(原処分)において特定番号文書(資料8)を挙げているが他方(資料2 1)において不存在と答えているので両者が矛盾しているのは自明である。
- オ また(中略)特定番号文書(資料8)-4において「なお、診断名は一律に評価結果に転記するものではありません。」と書いているがなぜ転記していないのかについて何一つ答えていないのでこれでは転記していない事由も根拠も明らかにされていない。一方で特定市は資料2 3において「診断名が転記されていない職業評価(障害者台帳の一部)は存在しない」と暴露しているので特定所長Aが書いている内容が嘘であると断定される。なお嘘が書かれていることは前述ウのとおりであるので要するに諮問庁は本件文書として嘘が書かれている法人文書(資料8)を特定しているのでこれが明らかに失当であることは自明である。
- カ 一方で特定職員(中略)が診断名を転記していない事由は精神科医が審査請求人を特定障害Bと診断しているにも関わらず(資料2 8)自分勝手にかつ医学的根拠もなく特定障害Bでないと考えたからである。実際にこの特定職員は障害者台帳8頁(資料1 1)において「特定記載A」と書いているがその内容は医学書(資料1 2及び1 3)に書かれている内容と正反対であるので医学的に嘘であると断定される。なお当該台帳に嘘が書かれていることは前述イのとおりである。したがって諮問庁は本件文書として「特定職員(中略)が主治医の意見書(資料2 8)を一方的に無視して審査請求人が特定障害Bと診断されているにも関わらず特定障害Bでない自分勝手に考えたから」と書かれている法人文書(電子mail及びFAXを含む)を開示しなければならない。前述したとおりこの特定職員は当該台帳8頁(資料1 1)において「特定記載A」と書いているのでこれはこの特定職員が特定障害Bでない自分勝手に考えておりそれを不当に転記していない事由になり得る。ただし前述したとおりその内容は医学書(資料1 2及び1 3)に書かれている内容と正反対であるので医学的に嘘であると断定される。なお当該台帳に嘘が書かれていることは前述イのとおりである。
- キ 「矛盾している」と書かれているがそれは別表2のとおりである。補正依頼書同士が矛盾しているのは一目瞭然であるので求補正文書B

(資料1)が虚偽法人文書であると断定される。(中略)

ク 「それぞれ異なる」と書かれておりまた「それぞれ個別に」と書かれているが審査請求人が諮問庁に対して開示請求している内容は同一であるので請求対象となる法人文書の存否が矛盾することは論理的にあり得ない。したがってそれが矛盾している事由は前述キのとおり諮問庁特定課担当職員が求補正文書B(資料1)に嘘を書いているからである。

ケ 「保有していない」「不存在」と書かれているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。一方で求補正文書B(資料1)及び求補正文書A(資料2)に係る決裁原議書は存在し保有しているはずであるのでそれ等を本件文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる意思決定過程であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずであるが仮に書かれていなければ同法違反である。

コ 「障害者台帳」と書かれているが諮問庁は資料19-1(1)において「虚偽公文書作成罪(刑法156条)及び行使罪(同法158条1項)に当たらない根拠は不存在」と認めているので当該台帳は両罪に当たる。また資料27-1(1)項目1においても「事実のとおりに書かれていると判断できる事由及び根拠は不存在」と認めているので当該台帳は事実のとおりに書かれていないと判断される。当然資料19と資料27は整合している(前述イ)。

サ 「保有していない」「不存在」と書かれているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。すなわち当該台帳が適正である事由及び根拠を記す法人文書が「不存在」である事由は「当該台帳が適正でないから、あるいは不適正であるから」であるので行政手続法8条1項に基づいてそれを明示しなければならない。なお諮問庁は求補正文書A(資料2)-1において「当該台帳が適切である事由及び根拠を記す法人文書は不存在」と認めているので「不存在」という事実は原処分と一致している(前述キ)。一方で諮問庁は求補正文書B(資料1)-1(3)において「適正に評価(補註:職業評価)を実施している」と回答している事由及び根拠は障害者台帳」と書いているが原処分において「当該台帳が適正である事由及び根拠は不存在」であると認めているので前述キのとおり求補正文書B(資料1)は虚偽法人文書であると断定される。(中略)

シ 「障害者台帳」と書かれているが諮問庁は資料19-1(1)において「虚偽公文書作成罪(刑法156条)及び行使罪(同法158条

1項)に当たらない根拠は不存在」と認めているので当該台帳は両罪に当たる。また資料27-1(1)項目1においても「事実のとおりに書かれていると判断できる事由及び根拠は不存在」と認めているので当該台帳は事実のとおりに書かれていないと判断される。当然資料19と資料27は整合している(前述イ)。

ス (略)

セ 「一致していない」と書かれているがその事由は特定職員(中略)が障害者台帳に嘘を書いているからである。ちなみに諮問庁は資料19-1(1)において「虚偽公文書作成罪(刑法156条)及び行使罪(同法158条1項)に当たらない根拠は不存在」と認めているので当該台帳は両罪に当たる。また資料27-1(1)項目1においても「事実のとおりに書かれていると判断できる事由及び根拠は不存在」と認めているので当該台帳は事実のとおりに書かれていないと判断される。当然資料19と資料27は整合している(前述イ)。

ソ 「保有していない」「不存在」と書かれているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。まず前述セのとおり記述が「一致していない」事由は特定職員(中略)が障害者台帳に嘘を書いているからであるのでそれを記す法人文書(電子mail及びFAXを含む)を本件文書として開示しろ。また当該台帳に係る決裁原議書が存在すればそれも本件文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しかなる意思決定過程であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずであるが仮に書かれていなければ同法違反である。

タ 「障害者台帳」と書かれているが諮問庁は資料19-1(1)において「虚偽公文書作成罪(刑法156条)及び行使罪(同法158条1項)に当たらない根拠は不存在」と認めているので当該台帳は両罪に当たる。また資料27-1(1)項目1においても「事実のとおりに書かれていると判断できる事由及び根拠は不存在」と認めているので当該台帳は事実のとおりに書かれていないと判断される。当然資料19と資料27は整合している(前述イ)。

チ (中略) ちなみに諮問庁は資料19-1(1)において「虚偽公文書作成罪(刑法156条)及び行使罪(同法158条1項)に当たらない根拠は不存在」と認めているので資料8は両罪に当たる。また資料27-1(1)項目1においても「事実のとおりに書かれていると判断できる事由及び根拠は不存在」と認めているので資料8は事実のとおりに書かれていないと判断される。当然資料19と資料27は整合している(前述ウ)。

ツ 「矛盾している」と書かれているがその事由は特定職員（中略）が障害者台帳に嘘を書いているからでありまた特定所長A（中略）も特定番号文書（資料8）に嘘を書いているからである。ちなみに諮問庁は資料19-1（1）において「虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たらない根拠は不存在」と認めているので当該台帳及び資料8は両罪に当たる。また資料27-1（1）項目1においても「事実のとおりに書かれていると判断できる事由及び根拠は不存在」と認めているので当該台帳及び資料8は事実のとおりに書かれていないと判断される。当然資料19と資料27は整合している（前述イ及びウ）。

テ 「保有していない」「不存在」と書かれているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。まず前述ツのとおり記述が「矛盾している」事由は特定職員（中略）が障害者台帳に嘘を書いているからでありまた特定所長A（中略）も特定番号文書（資料8）に嘘を書いているからであるのでそれ等を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む）を本件文書として開示しろ。また当該台帳に係る決裁原議書が存在すればそれも本件文書として開示しろ。一方で特定番号文書（資料8）に係る決裁原議書は存在し保有しているはずであるのでそれも本件文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる意思決定過程であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずであるが仮に書かれていなければ同法違反である。また諮問庁は資料29において「特定施設から全て報告を受けている」「特定施設（補註：特定施設）から当課（補註：諮問庁特定課）に全て報告を受けています。」と書いているので当該報告記録（電子mail及びFAXを含む）も本件文書として開示しろ。特定職員（中略）が当該台帳に嘘を書くに至った経緯及び特定所長A（中略）が特定番号文書（資料8）に嘘を書くに至った経緯、例えば諮問庁特定役職C、特定役職D、あるいは特定役職Eから虚偽記載を指示された等が当該報告記録（電子mail及びFAXを含む）に書かれていればそれは本件文書に当たるからである。

ト 「障害者台帳」と書かれているが諮問庁は資料19-1（1）において「虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たらない根拠は不存在」と認めているので当該台帳は両罪に当たる。また資料27-1（1）項目1においても「事実のとおりに書かれていると判断できる事由及び根拠は不存在」と認めているので当該台帳は事実のとおりに書かれていないと判断される。当然資料19と資料27は整合している（前述イ）。

ナ (略)

ニ 「保有していない」「不存在」と書かれているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。本件請求は特定職員 (中略) が障害者台帳に書いている内容であるので当該台帳に係る決裁原議書が存在すればそれを本件文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる意思決定過程であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 11 条 1 項に基づいて書かれているはずであるが仮に書かれていなければ同法違反である。また諮問庁は資料 29 において「特定施設から全て報告を受けている」「特定施設 (補註: 特定施設) から当課 (補註: 諮問庁特定課) に全て報告を受けています。」と書いているので当該報告記録 (電子 mail 及び FAX を含む) も本件文書として開示しろ。特定職員 (中略) が当該台帳に嘘を書くに至った経緯が当該報告記録 (電子 mail 及び FAX を含む) に書かれていればそれは本件文書に当たるからである。

ヌ (中略) ちなみに諮問庁は資料 19-1 (1) において「虚偽公文書作成罪 (刑法 156 条) 及び行使罪 (同法 158 条 1 項) に当たらない根拠は不存在」と認めているので資料 8 は両罪に当たる。また資料 27-1 (1) 項目 1 においても「事実のとおり書かれていると判断できる事由及び根拠は不存在」と認めているので資料 8 は事実のとおり書かれていないと判断される。当然資料 19 と資料 27 は整合している (前述ウ)。

ネ (略)

ノ 「それぞれ異なる問合せ」と書かれているが問質している内容は発達障害者支援としての構造化 (資料 7) であるのでいずれも同じでありそれゆえに回答が矛盾することは論理的にあり得ない。したがってそれが矛盾している事由は前述ウのとおり特定所長 A (中略) が特定番号文書 (資料 8) に嘘を書いているからである。

ハ 「矛盾している」と書かれているがそれは特定番号文書 (資料 8) が虚偽法人文書であるからである。すでに諮問庁は資料 19-1 (1) において「虚偽公文書作成罪 (刑法 156 条) 及び行使罪 (同法 158 条 1 項) に当たらない根拠は不存在」と認めているので資料 8 は両罪に当たる。また資料 27-1 (1) 項目 1 においても「事実のとおり書かれていると判断できる事由及び根拠は不存在」と認めているので資料 8 は事実のとおり書かれていないと判断される。当然資料 19 と資料 27 は整合している (前述ウ)。

ヒ 「保有していない」「不存在」と書かれているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。

一方で特定番号文書（資料8）に係る決裁原議書は存在し保有しているはずであるのでそれを本件文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる意思決定過程であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずであるが仮に書かれていなければ同法違反である。また諮問庁は資料29において「特定施設から全て報告を受けている」「特定施設（補註：特定施設）から当課（補註：諮問庁特定課）に全て報告を受けています。」と書いているので当該報告記録（電子mail及びFAXを含む）も本件文書として開示しろ。特定所長A（中略）が特定番号文書（資料8）に嘘を書くに至った経緯，例えば諮問庁特定役職C，特定役職D，あるいは特定役職Eから虚偽記載を指示された等が当該報告記録（電子mail及びFAXを含む）に書かれていればそれは本件文書に当たるからである。

フ 「原処分は妥当」と書かれているが前述したとおり原処分における諸点全てが失当でありなおかつ不存在事由が明示されていないので行政手続法8条1項にも違反している。

へ （略）

ホ 諮問庁は自らのwebsiteにおいて「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」（資料31）を公開しており当該要領第12-3（1）において「審査請求があった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに，その他の事案についても，特段の事情がない限り，遅くとも90日を超えないようにすることとする。」と定められているが本件諮問は審査請求日（2021年12月13日）から諮問日（2022年3月17日）までに90日間を徒過して94日間掛かっているので当該諮問は当該要領に違反しており失当である。

マ 補記

（ア）本件意見書及び本件審査請求書において言及している決裁原議書はそれ一通に限らずそれに添付されている発出文書の案文及び発出文書の写しも含むので決裁原議書を開示するのであれば当該案文及び当該写しも併せて開示しろ。なお諮問庁は資料32において発出文書の写しを保存する内規が存在すると認めている。

（イ）決裁原議書が保有個人情報に当たる事由について資料33を参照せよ。総務省情報公開・個人情報保護審査会は決裁原議書に記載されている文書番号により開示請求者・審査請求人に係る個人情報に当たると判断している。

（ウ）本件意見書及び本件審査請求書において決裁原議書を本件文書として開示しろと要求しているがそれ以外に決裁原議書に押印した諮

問庁職員達が本件について言及している電子m a i l及びF A Xも本件文書として開示しろ。それ等において本件について言及しているのであれば当然それ等も本件文書に当たるので決裁原議書（発出文書の案文及び発出文書の写しを含む）と共にそれ等も開示しろ。

（以下略）

第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考える。

令和3年9月14日付け（受付日同年9月22日）で審査請求人から法13条1項の規定に基づく別紙の1に掲げる保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）があり、請求保有個人情報1については、別紙の2の文書を特定した上で全部開示とし、それ以外については、該当する保有個人情報を保有していないため、不開示とする決定を行った（原処分）。審査請求人は、原処分について文書の特定が適切ではないとして取消しを主張している。

なお、原処分の理由等は、以下のとおりである。

1 請求保有個人情報1について

障害者台帳は、審査請求人に対して行った職業評価及び職業相談の結果等が記録され、審査請求人の個人情報が集約された法人文書である。審査請求人は、当該障害者台帳の1頁に記載されている障害名と3頁に記載されている障害名が一致していないと主張し、その事由及び根拠について、開示を求めているものと解される。

これについては、過去、審査請求人から特定施設あて、職業評価等に関する疑義がなされ、特定所長Aが回答した発出文書案に診断名に関する記述があったため、当該文書を本件対象保有個人情報として特定し、開示したものである。

2 請求保有個人情報2について

審査請求人は、過去にそれぞれ異なる開示請求を行い、それに対して機構はそれぞれ求補正文書A又はBを通知したところ、審査請求人は求補正文書A及びBの記載内容が矛盾していると主張し、求補正文書Bにおいて「適正である根拠は障害者台帳」と説明している事由及び根拠について、開示を求めているものと解される。

これについては、求補正文書A又はBは、それぞれ異なる開示請求に対して、それぞれ個別に文書の特定作業を行い、文書の存否等を情報提供したものであり、両文書の矛盾を記録した個人情報を保有していないことから、不存在としたものである。

3 請求保有個人情報3について

障害者台帳は、審査請求人に対して行った職業評価及び職業相談の結果

等が記録され、審査請求人の個人情報が集約された法人文書であり、このほかに職業評価及び職業相談の結果等に関する個人情報を保有していないことから、不存在としたものである。

4 請求保有個人情報 4ないし 6について

審査請求人が指摘する箇所は、障害者台帳に記録されていることが認められる。当該記録は審査請求人との相談内容を踏まえ、特定職員が記録したものであるが、審査請求人が提出した資料と一致していない事由について、障害者台帳に記録はなく、このほかに職業評価及び職業相談の結果等に関する個人情報を保有していないことから、不存在としたものである。

5 請求保有個人情報 7について

審査請求人が指摘する箇所は、障害者台帳に「特定記載 B」と記録されていることが認められる。特定所長 A が記載した文書とは、審査請求人から特定施設あての職業評価等に関する疑義に対して回答した別紙の 2 の文書である。当該文書には、「特定記載 C」との記録が認められる。いずれの文書においても、特定現象と特定症状で「困っている」とする記録は認められないほか、両文書が矛盾している事由及び根拠が記録された個人情報を保有していないことから、不存在としたものである。

6 請求保有個人情報 8について

審査請求人が指摘する箇所は、障害者台帳に記録されていることが認められる。当該記録は審査請求人との相談内容を踏まえ、特定職員が記録したものである。審査請求人と特定職員のやり取りの記録はあるが、審査請求人の求める内容を記録した個人情報を保有していないことから、不存在としたものである。

7 請求保有個人情報 9について

特定所長 A が書いた文書とは、審査請求人から職業評価等に関して挙げられた疑義に対する回答文書であり、別紙の 2 の文書である。特定所長 B が書いた文書とは、審査請求人が特定施設に対して「事情聴取」を行うとした主張に対して回答したメールである。両文書は、それぞれ異なる問合せに対して回答したものであり、両文書が矛盾している事由及び根拠が記録された個人情報を保有していないことから、不存在としたものである。

以上のことから、機構が本件開示請求に対し、該当する保有個人情報を特定し、法 18 条 1 項の規定に基づき開示決定とした原処分は妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 4 年 3 月 17 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 4 月 21 日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和 5 年 2 月 13 日 審議

⑤ 同年3月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、請求保有個人情報1につき、本件対象保有個人情報を特定して開示し、請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報9につき、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報9の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報9の保有の有無について

(1) 審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1))及び意見書(同(2))において、本件請求保有個人情報につき、的確に特定されておらず、決裁文書等を特定すべき旨主張する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該審査請求人の主張について確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 本件請求保有個人情報のうち、請求保有個人情報1、請求保有個人情報4ないし請求保有個人情報8は、審査請求人に係る障害者台帳の記載に関する事由及び根拠を、請求保有個人情報3は、同台帳が適正である事由及び根拠を求めるものである。

上記台帳とは、審査請求人に関する職業評価の結果や職業相談の記録等、個人情報が集約された文書であるところ、職業評価や職業相談における審査請求人等とのやり取りの記録は同台帳の外に保有しておらず、また、同台帳作成に当たって決裁を経る手続はない。

イ 請求保有個人情報1については、理由説明書(上記第3)のとおり本件対象保有個人情報を特定したものであり、その余の障害者台帳に関する各請求保有個人情報については、上記アのとおり、同台帳の外にその記載に関する記録を保有しておらず、作成に当たって決裁を経る等の適正に処理されているかを記す文書が作成される手続となっていないことから、「適正である事由及び根拠」を記す保有個人情報は保有していない。

ウ また、請求保有個人情報2及び請求保有個人情報7ないし請求保有個人情報9に関して、審査請求人が特定すべき旨主張する各決裁文書及び「報告」については、特定年月日付けメール発出に当たっては決裁を経ておらず、また「報告」については当該文書の存在が確認できず不存在であり、その余の決裁文書を念のため確認したが、各請求保有個人情報に該当する保有個人情報は確認できなかった。

(2) 障害者台帳の作成経緯等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象保有個人情報の外に、請求保有個人情報1を保有しているとは認められず、また、請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報9を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件開示決定通知書には、不存在に係る不開示の理由として「当該保有個人情報を記録した法人文書を保有していないため」とのみ記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由として不開示とする際には、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を当初から取得していないのか、あるいは取得した後に廃棄したのかなど、なぜ当該文書が存在しないのかについても理由として示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、請求保有個人情報1につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示し、請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報9につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したこと及び請求保有個人情報2ないし請求保有個人情報9を保有していないとして不開示としたことはいずれも妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲

別紙

1 本件請求保有個人情報

請求保有個人情報 1 特定職員が作成した障害者台帳の1頁に書かれている障害名と3頁に書かれている障害名が一致していない事由及び根拠

請求保有個人情報 2 求補正文書Aにおいて「特定職員が作成した職業評価の結果及び障害者台帳が適切である根拠」を不存在としているにも関わらず、求補正文書Bにおいて「適正である根拠は障害者台帳」と説明している事由及び根拠

請求保有個人情報 3 特定職員が作成した障害者台帳が適正である事由及び根拠

請求保有個人情報 4 特定職員が作成した障害者台帳の2, 3及び7頁に s a n d a l について記載されているが、開示請求者が記録したやり取りと一致していない事由及び根拠

請求保有個人情報 5 特定職員が作成した障害者台帳の8頁に記載されている内容が、医学書と一致していない事由及び根拠

請求保有個人情報 6 特定職員が作成した障害者台帳の3頁に記載されている内容が、医学書と一致していない事由及び根拠

請求保有個人情報 7 t i m e s l i p 現象について、特定職員が障害者台帳に記載している内容と特定所長Aが記載した文書が矛盾している事由及び根拠

請求保有個人情報 8 特定職員が作成した障害者台帳の9頁に「特定記載D」と記載していることについて、批判的な言葉をぶつけられた事由及び根拠

請求保有個人情報 9 構造化について、特定所長Aが書いた文書と特定所長Bが書いた文書の内容が矛盾している事由及び根拠

2 本件対象保有個人情報が記録された法人文書

特定所長Aが回答した発出文書案

別表 1

本件開示請求文書	本件補正依頼書 本件決定通知書	論駁
<p>① 求補正文書 B（資料 1）－ 1（3）において「適正に評価（補註：職業評価）を実施している」と回答している事由及び根拠」として「障害者台帳」が挙げられている。しかし求補正文書 A（資料 2）－ 1 において「特定職員（補註：特定職員（中略））が作成した職業評価の結果が適切である事由及び根拠を記す法人文書」及び「特定職員（補註：同上）が作成した障害者台帳が適切である事由及び根拠を記す法人文書」は「不存在」とされている。「適切である事由及び根拠は不存在」（資料 2－ 1）であるにも関わらず「適正である事由及び根拠は障害者台帳」（資料 1－ 1（3））という嘘を吐いているのはなぜか？その事由及び根拠を開示請求する。</p>	<p>不存在</p> <p>補記 1 資料 1 8－ 1（2）において「障害者台帳及び特定番号文書（補註：資料 8）を虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠は不存在」と書かれているのでこれにより虚偽法人文書であると断定され（中略）。</p> <p>補記 2 資料 1 9－ 1（1）において「特定職員（中略）が作成した障害者台帳及び特定所長 A（中略）が作成した特定番号文書（補註：資料 8）が虚偽公文書作成罪（刑法 1 5 6 条）及び行使罪（同法 1 5 8 条 1 項）に当たらない根拠は不存在」と書かれているのでこれにより虚偽法人文書であると断定され（中略）。</p>	<p>（ア）求補正文書 B（資料 1）に係る決裁原議書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 1 1 条 1 項に基づいて書かれているはずである。仮に書かれていなければ同法に違反していることになる。</p> <p>（イ）仮に本件開示請求文書が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（資料 1 7－ 8 頁）（中略）今回もそれを無視している（中略）。</p>

<p>そもそも職業評価は障害者台帳に含まれているので資料1-1(3)に書かれている内容は「障害者台帳に含まれている職業評価が適正である根拠は障害者台帳」と言っているに過ぎずこれでは意味をなしておらず明らかに失当である。また前述したとおり資料1は資料2と矛盾しているので虚偽法人文書であり(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料2-1「適切である事由及び根拠は不存在」 ・資料1-1(3)「適正である事由及び根拠は障害者台帳」 		
<p>② 特定職員(中略)が作成した障害者台帳(職業評価を含む)が適正である事由及び根拠を開示請求する。なお求補正文書A(資料2)-1において「特定職員(補註:特定職員(中略))が作成した職業評価の結果が適切である事由及び根拠を記す法人文</p>	<p>不存在</p> <p>補記1及び2(上記①補記1及び2と同一内容のため省略)</p>	<p>(ア)(中略)障害者台帳(職業評価を含む)に係る決裁原議書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。仮に書かれていな</p>

<p>書」及び「特定職員（補註：同上）が作成した障害者台帳が適切である事由及び根拠を記す法人文書」は「不存在」とされている。</p>		<p>ければ同法に違反していることになる。</p> <p>（イ）仮に本件開示請求文書が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（資料 1 7 - 8 頁）（中略）今回もそれを無視している（中略）。</p>
<p>③ 特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料 4）において 1 頁に書かれている障害名（特定障害 A 及び特定障害 B）と 3 頁に書かれている障害名（特定障害 A）が一致していない事由及び根拠を開示請求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 4 - 1 頁「特定障害 A 及び特定障害 B ・ 資料 4 - 3 頁「特定障害 A」 	<p>特定所長 A が回答した発出文書案（資料 8）</p> <p>補記 1 及び 2 （上記①補記 1 及び 2 と同一内容のため省略）</p>	<p>（ア）特定番号文書（資料 8） - 4 において「なお、診断名は一律に評価結果に転記するものではありません。」と書かれているがなぜ転記しないのかについて答えていないので公文書等の管理に関する法律 4 条及び 1 1 条 1 項に違反している。すなわち診断名を転記していないという判断について跡付け検証できる事由及び根拠は特定番号文書（資料 8） - 4 に書かれていないのでこれは本件開示請求文書に当たらず的確に特定されていない。下記（エ）も参照せよ。</p>

		<p>(イ) 資料 18-1 (2)において「障害者台帳及び特定番号文書(補註:資料8)を虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠は不存在」と書かれているのでこれにより虚偽法人文書であると断定され(中略)。したがって嘘が書かれている法人文書は事由及び根拠になり得ないので本件開示請求文書は的確に特定されていない。</p> <p>(ウ) 資料 19-1 (1)において「特定職員(中略)が作成した障害者台帳及び特定所長A(中略)が作成した特定番号文書(補註:資料8)が虚偽公文書作成罪(刑法156条)及び行使罪(同法158条1項)に当たらない根拠は不存在」と書かれているのでこれにより虚偽法人文書であると断定され(中略)。したがって嘘が書かれている法人文書は事由及び根拠になり得ないので本件開示請求文書は的確に特定されていない。</p> <p>(エ) 資料 21-1</p>
--	--	--

		<p>(1) において「特定職員（中略）が診断名を転記していない事由及び根拠は不存在」と書かれているので本件補正依頼書と明らかに矛盾しておりそれゆえに本件開示請求文書は的確に特定されていない。これは前述（ア）において論述したとおりである。すなわち（中略）資料 2 1 - 1 (1) において「事由及び根拠は不存在」と認めているのである。しかしこれではなぜ特定職員（中略）が診断名を転記していないのかについて不明のままであるので公文書等の管理に関する法律 4 条及び 1 1 条 1 項に基づいて跡付け検証できるように理由説明しなければならずよってこれを行え。さらに「事由及び根拠は不存在」であるのであれば行政手続法 8 条 1 項に基づきなぜ不存在であるのかについても答えろ。これについて総務省情報公開・個人情報保護審査会も以前に同じ指弾を行っている（資料 1 7 - 8 頁）。</p>
--	--	---

		<p>(オ) (中略) 特定番号文書(資料8)を本件開示請求文書として挙げているが資料22において「特定番号文書(補註:資料8)は不存在」と書かれているので存在しない特定番号文書(資料8)が本件開示請求文書に当たるわけがない。これにより本件補正依頼書と明らかに矛盾しておりそれゆえに本件開示請求文書は的確に特定されていない。</p> <p>(カ) 特定番号文書(資料8)-4において「なお、診断名は一律に評価結果に転記するものではありません。」と書かれているが特定市は診断名が転記されていない職業評価(障害者台帳の一部)は「存在しない」と暴露しているので(資料23)「なお、診断名は一律に評価結果に転記するものではありません。」という記述が嘘(虚偽)であると断定される。</p>
<p>④ 特定職員(中略)が作成した障害者台帳2, 3及び7頁(資料5)において</p>	<p>不存在 補記1及び2 (上記 ①補記1及び2と同一</p>	<p>(ア) (中略) 障害者台帳に係る決裁原議書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原</p>

<p>s a n d a l（正しくはm u l e）について書かれているがその内容が実際のやり取り（資料6）と全く一致していない事由及び根拠を開示請求する。</p>	<p>内容のため省略)</p>	<p>議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。仮に書かれていなければ同法に違反していることになる。</p> <p>（イ）仮に本件開示請求文書が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（資料17-8頁）（中略）今回もそれを無視している（中略）。</p>
<p>⑤ 特定職員（中略）が作成した障害者台帳8頁（資料11）において「特定記載A」と書かれているがその内容が医学書（資料12及び13）と全く一致していない事由及び根拠を開示請求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定職員「特定記載A」 ・ 資料12「こだわりと強迫はレベルが異 	<p>不存在</p> <p>補記1及び2（上記①補記1及び2と同一内容のため省略)</p>	<p>（ア）（中略）障害者台帳に係る決裁原議書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。仮に書かれていなければ同法に違反していることになる。</p>

<p>なる」</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料 1 3 「次第に強迫的な症状が目立ってくる傾向がある」 		<p>(イ) 仮に本件開示請求文書が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが(資料 1 7 - 8 頁) (中略) 今回もそれを無視している(中略)。</p>
<p>⑥ 特定職員(中略)が作成した障害者台帳 3 頁(資料 4)において「特定記載 B」と書かれているがその内容が医学書(資料 1 4)と全く一致していない事由及び根拠を開示請求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定職員「特定記載 B」資料 4 - 3 頁 資料 1 4 「t i m e s l i p 現象は外傷体験(補註: f l a s h b a c k)ではないことは明らかである」 	<p>不存在</p> <p>補記 1 及び 2 (上記①補記 1 及び 2 と同一内容のため省略)</p>	<p>(ア) (中略) 障害者台帳に係る決裁原議書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 1 1 条 1 項に基づいて書かれているはずである。仮に書かれていなければ同法に違反していることになる。</p> <p>(イ) 仮に本件開示請求文書が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが(資料 1 7</p>

		<p>－ 8 頁）（中略）今回もそれを無視している（中略）。</p>
<p>⑦ t i m e s l i p 現象について特定職員（中略）が書いている内容（資料 4－3 頁）と特定所長 A（中略）が書いている内容（資料 8－5）が矛盾している事由及び根拠を開示請求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定職員「特定記載 B」資料 4－3 頁 ・ 特定所長 A「特定記載 C」資料 8－5 	<p>不存在</p> <p>補記 1 及び 2 （上記 ①補記 1 及び 2 と同一内容のため省略）</p>	<p>（ア）（中略）障害者台帳に係る決裁原議書及び（中略）特定番号文書（資料 8）に係る決裁原議書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 1 1 条 1 項に基づいて書かれているはずである。仮に書かれていなければ同法に違反していることになる。</p> <p>（イ）仮に本件開示請求文書が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（資料 1 7－8 頁）（中略）今回もそれを無視している（中略）。</p>
<p>⑧ 特定職員（中略）が作成した障害者台帳 9 頁（資料 1 5）において「特定記載</p>	<p>不存在</p> <p>補記 1 及び 2 （上記 ①補記 1 及び 2 と同一</p>	<p>（ア）（中略）障害者台帳に係る決裁原議書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原</p>

<p>D」と書かれているがなぜ特定職員は批判的な言葉をぶつけられたのか？その事由及び根拠を開示請求する。なおcase会議におけるやり取りは資料16のとおりであるがこれにより特定職員が書いている内容が全て嘘であると断定される。また特定市は特定職員が作成した職業評価（障害者台帳の一部）19件において「構造化（補註：資料7）を読み取れない」（資料10）と答えておりさらに特定所長Bも「構造化（補註：資料7）に関するコメントはできかねる」（資料9）と答えている。（中略）</p>	<p>内容のため省略)</p>	<p>議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。仮に書かれていなければ同法に違反していることになる。</p> <p>（イ）仮に本件開示請求文書が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（資料17-8頁）（中略）今回もそれを無視している（中略）。</p>
<p>⑨ 構造化（資料7）について特定所長A（中略）が書いている内容（資料8-7）と特定所長B（特定所長Aの後任）が書いている内容（資料9）が矛盾している事由及び根拠を開示請求する。ちなみに特定市は特</p>	<p>不存在 補記1及び2（上記①補記1及び2と同一内容のため省略）</p>	<p>（ア）（中略）特定番号文書（資料8）に係る決裁原議書及び特定所長B（特定所長Aの後任）が作成した資料9に係る決裁原議書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかにつ</p>

<p>定職員（中略）が作成した職業評価（障害者台帳の一部）において「構造化（補註：資料7）を読み取れない」（資料10）と答えているのでこれは資料9と一致しているが資料8-7と一致していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定所長A「構造化そのものを不要としているものではありません」資料8-7資料10と不一致 ・特定所長B「構造化に関するコメントはできかねる」資料9資料10と一致 		<p>いて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。仮に書かれていなければ同法に違反していることになる。</p> <p>（イ）仮に本件開示請求文書が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（資料17-8頁）（中略）今回もそれを無視している（中略）。</p>
--	--	--

別表2

補正依頼書	情報提供 法46条1項
求補正文書B（資料1）-1（3）	「適性に評価（補註：職業評価）を実施している」と回答している事由及び根拠は障害者台帳
求補正文書A（資料2）-1	特定職員（中略）が作成した職業評価の結果が適切である事由及び根拠を記す法人文書及び特定職員（中略）が作成した障害者台帳が適切である事由及び根拠を記す法人文書は不存在